

議案第 48 号

太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について

太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 8月27日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

令和5年10月の道路運送法改正により、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃について協議方法等の取り扱いが変更となったことから、太宰府市地域公共交通活性化協議会に同法第9条第4項に規定する会議体を位置づけるため、また、道路運送法施行規則の改正により、地域公共交通会議の構成員の条項が変更となったため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市附属機関設置に関する条例（昭和60年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

太宰府市地域公共交通 活性化協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の3及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号国土交通省総合政策局長通知）の規定に基づき、地域公共交通網形成計画等の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。
----------------------	---

」

を

「

太宰府市地域公共交通 活性化協議会	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条の2、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号国土交通省総合政策局長通知）の規定に基づき、地域
----------------------	--

	公共交通計画等の作成及び実施に関し必要な協議を行うこと。
--	------------------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。